

# 保健統計年報の作成について

この年報に収録した計数は、平成22年における人口動態（出生、死亡、婚姻、離婚、死産）、人口静態、衛生行政報告例、病院報告、医療施設調査、感染症発生動向調査、その他の統計・報告に基づき、分類・集計されたものである。

## 1 統計表中の一般的な記号の用法は、次のとおりである。

「—」 ----- 計数のない場合

「…」 ----- 計数を表章することが不適当な場合

「・」 ----- 統計項目のありえない場合

「0.0」 ----- 表章すべき最下位のけたの1に達しない場合

※ 単位換算又は、四捨五入したために、総数とその内訳の計とが一致しないものがある。

※ 統計表で年次とあるのは暦年（1月～12月）、年度とあるのは会計年度（4月～翌3月）を示し、年月日は調査期日を示す。

## 2 人口静態調査

人口を静態にとらえる統計調査として主なものは、総務省統計局の所轄する国勢調査（第1回は大正9年、以後5年毎、最近では平成22年実施）及び国勢調査以後の人口の動きを把握する人口推計である。本県では企画部企画政策局調査統計課所管の和歌山県推計人口（人口調査）である。（平成22年10月1日現在推計人口）

人口は、政府が行う行政活動の基礎資料として、又行政機関以外でも、研究資料、活動指針等個別の活用がなされている。

## 3 人口動態調査

人口動態調査は、人口を一定期間における動きからみる調査であり、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産という5つの人口動態事象について、厚生労働省が市区町村長の作成した調査票をもとに収集・集計したものである。

目 的 我が国の人口動態統計事象の実態を動的に把握し、厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

対象・客体 日本において発生した日本人に関する5つの「人口動態事象」の全数。

調査の期間 その年の1月1日から12月31日までに事件が発生したもので翌年の1月14日までに、市区町村長に届け出られたもの。

### 用語の解説

イ) 自然増加 出生数から死亡数を減じたもの

ロ) 乳児死亡 生後1年未満の死亡

ハ) 新生児死亡 生後4週未満の死亡

ニ) 早期新生児死亡 生後1週未満の死亡

ホ) 死 産 妊娠満12週以後の死児の出産

ヘ) 人工死産と自然死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。

なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

- ト) 周産期死亡  
 チ) 合計特殊出生率

①胎児を出生させることを目的とした場合。  
 ②母体内の胎児が生死不明か、又は、死亡している場合。  
 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの  
 その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当する。

### 比率の解説

1) 人口動態 イ) 出生・死亡・婚姻・離婚・自然増加率

$$\frac{\text{年間の事件数}}{\text{10月1日現在日本人人口※}} \times 1,000 \text{ (または10万)}$$

※平成22年10月1日現在推計人口 (日本人人口)

本 県 : 1,002,198人

全 国 : 128,057,352人

各市町村の比率については、和歌山県調査統計課「平成22年10月1日現在推計人口」により算出

ロ) 死産率

$$\frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数※}} \times 1,000 \quad \text{※出産数 : 出生数 + 死産数}$$

ハ) 乳児・新生児・早期新生児死亡率

$$\frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

ニ) 周産期死亡率

$$\frac{\text{年間の周産期死亡数}}{\text{年間の出生数 + 妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

ホ) 妊産婦死亡率

$$\frac{\text{年間の妊産婦死亡数}}{\text{年間の出産数※}} \times 100,000 \quad \text{※出産数 : 出生数 + 死産数}$$

2) 病院報告 イ) 1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}} \quad \text{※365日 (ただし、閏年は366日)}$$

ロ) 1日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

ハ) 病床利用率

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{(月間日数} \times \text{月末病床数) の 1} \sim \text{12月の合計}} \times 100$$

ニ) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

ただし、療養病床については、次式による。

年間在院患者延数

$$1/2 \times \left( \begin{array}{l} \text{年間新入院} \\ \text{患者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の他の} \\ \text{病床から移された患者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{年間退院} \\ \text{患者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の他の} \\ \text{病床へ移された患者数} \end{array} \right)$$

#### 死因分類

死因分類は、平成7年より世界保健機関（WHO）によって定められた「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）」第10回修正（ICD-10、平成7年以降使用）を基礎とし、平成6年以前はICD-9（昭和54年～平成6年使用）を基礎としている。

また、厚生労働省大臣官房統計情報部では、人口動態統計用として細分類項目を追加した「死因分類表(130項目）」（付表1）を使用しているほか、乳児死亡については「乳児死因分類表(56項目）」（付表2）を使用している。

#### 4 その他、本書に集録されている計数の根拠となる主な資料

##### 1) 厚生省報告例

公衆衛生、環境衛生、医務、薬務の衛生関係行政の業務内容について訓令に基づき、各都道府県から報告を徴しているもの。

なお、厚生省報告例は平成12年3月までで廃止され、12年4月からは衛生行政報告例に改正された。

##### 2) 衛生行政報告例

地方自治法の一部改正により、平成12年度から厚生省報告例が改正されたもの。衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県・指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的に、年度報及び隔年報で報告される。

##### 3) 地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体（保健所・市町村）ごとに把握することにより、地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的として、年度報で報告される。

##### 4) 病院報告

医療法施行令等に基づき、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

##### 5) 医療施設調査（基幹統計）

全国における医療施設（病院及び診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、静態調査は3年ごとに、動態調査（開設、廃止等）は毎月行われている。

6) 医師・歯科医師・薬剤師調査

医師・歯科医師・薬剤師について、業務の種別、従事場所、診療科名（薬剤師を除く）、免許取得資格の種別、登録年月日、性、年齢による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

医師は医師法、歯科医師は歯科医師法、薬剤師は薬剤師法の規定により提出された各届出票を調査の客体とし、昭和57年を初年とする隔年の12月31日現在で保健所に届け出られる届出票を集計し、結果を公表している。

7) 感染症発生動向調査

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者を診断した医師からの届出（直ちに）、全数把握対象の五類感染症の患者を診断した医師からの届出（7日以内）並びに定点把握対象の五類感染症の患者を診断した指定届出機関（あらかじめ指定された医療機関）からの届出（週単位又は月単位）を保健所から都道府県を經由し厚生労働省へ報告する。

8) 食中毒統計

食中毒の患者並びに食中毒死者の発生状況を的確に把握し、また複雑な発生状況を解明することを目的とする。